

超える場合には、当該個別部分課税対象金額」に、「（当該個別金融関係法人部分課税対象金額）を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該個別金融関係法人部分課税対象金額」に改め、「（第十四項を除く。）」を削り、同条第九項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十七を削る。

第六十八条の九十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「（次項において「災害損失欠損金額」という。）及び設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十八条の九十七とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十八条の九十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、新事

業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「対象連結親法人」又は「対象連結子法人」という。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該連結事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当

該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人ごとに、当該相当する金額が当該連結事業年度の連結所得個別基準額（連結所得の金額のうち、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額をいい、当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には百二十五億円とする。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該連結所得個別基準額を限度とする。

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第九項第二号において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又

は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。
以下この条において同じ。）

二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により第一項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

4 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5 第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額

は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十六条の十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

6 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特

別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合にお

いては、前二項の規定は、適用しない。

9 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しな

いこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合、その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額

三 第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（以下この号において「民法組合契約」という。）による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づく当該連結親法人又はその連結子法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちに占める割合の変更があつた場合、その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

四 第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。）その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

五 第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当（分割型分割によるもの及び法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（次号において「株式分配」という。）を除く。）を受けた場合、その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額

六 第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合、その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

七 当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解

散の日における特別勘定の金額

八 前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

10 第三項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

11 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

12 第一項の規定は、第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

13 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとする。

14 前三項に定めるもののほか、第一項又は第六項から第九項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百一第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百二の二を削り、第六十八條の百二の三を第六十八條の百二の二とする。

第六十八條の百七の二第十三項の表第六十八條の八十八第二十八項の項中

及び同条第二十八項

及び租税特別措置法第六十八 及び租税特

及び同法第六十八條の百七の二第十三項において準用する同法第六十八條の八十八第二十八項
--

を

條の八十八第二十八項の	三項におい
及び同法	第二十八項
「前條及び租稅特別措置法	及び同法第
	二第十三項
	て準用する

別措置法第六十八條の百七の二第十 て準用する同法第六十八條の八十八 の	六十八條の百七の二第十三項におい 同法	租稅特別措置法第六十八條の百七の において準用する同法
---	------------------------	--------------------------------

に改め、同表第六十八條の八十八第三十一項の項中

租稅特別措

置法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) において準用する同法
----	---

を

租税特別措置法 同法第六十八条の八十八第二十八項

租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) において準用する同法 同法第六十八条の百七の二第十三項において準 用する同法第六十八条の八十八第二十八項

に改める。

第七十条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号及び第七号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、

「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六項第五号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」」を削る。

第七十条の二の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「が既に」を「（三十歳未満の者に限る。）が既に」に改める。

第七十条の二の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十条の三第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第六項第四号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」」を削る。

第七十条の四第一項第一号中「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」に改め、同条第二項第四号中「次に」を「都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する次に」に改め、同号口中「（第五項第二号において「田園住居地域」という。）」を削り、同号に次のように加える。

ハ 都市計画法第五十八条の三第二項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第一項に規定する区域内にある農地（イ及びロに掲げる農地を除く。）

第七十条の四第五項第二号中「田園住居地域内にある」を「第二項第四号ロ又はハに掲げる」に改め、同条第十項第三号中「第二条第四項」を「（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項」に改める。

第七十条の四の二第九項に次の一号を加える。

十三 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第百八条第一項第十三号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第一項第一号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」に改め、同条第八項第二号中「に規定する田園住居地域内にある」を「又はハに掲げる」に改め、同条第三十九項第四号中「に掲げる農地」を「又はハに掲げる農地」に改める。

第七十条の六の二第二項第九号中「第七十条の六第一項」を「第七十条の六第一項本文」に改め、同項

に次の一号を加える。

十 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第百八条第二項第十号に掲げる

同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の八第一項並びに第七十条の六の十第一項及び第三十項中「平成四十年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の五第一項及び第七十条の七の六第一項中「平成三十九年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の九第一項、第七十条の七の十第二項、第七十条の七の十一第二項、第七十条の七の十二第一項及び第七十条の七の十三第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

第七十条の七の十四第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項第四号中「並びに第三項」を「第四項並びに第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告

書の提出期限」を削る。

第七十条の八第一項及び第三項並びに第七十二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十二条の二、第七十三条、第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の三第一項、第七十五条及び第七十六条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七十八条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項から第三項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中

「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」

に改める。

第八十三条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二中「第百九条の六第二項第一号」を「第百九条の十五第二項第一号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第百九条の八」を「第百九条の十七」に改める。

第八十三条の二の二並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の二中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十六条の五第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項を同条第八項

とし、同項の次に次の一項を加える。

9 被災事業者が、被災日前に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることができないこととなる課税期間に限る。）に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第八十六条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 被災事業者が、被災日前に消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産である同法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは同項第十一号に規定する課税貨物又は同法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産について同法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合（以下この項及び第九項において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受ける